

平成16年版 交通小六法

—— 正誤表 ——

本書に一部誤りがありましたので、修正させていただきます。

謹んでお詫び申し上げます。

大成出版社

平成十六年版 交通小六法 正 誤 表

本書に一部誤りがございましたので、左記の通り修正させていただきます。謹んでお詫び申し上げます。

(誤)

(正)

<p>本文六九〇頁 中段三行～下 段五行</p>	<p>県道下府江津線 町八十八番まで 江津市敦川町三百五十一番一から同 町八十八番まで 山口市から宇部市まで</p>	<p>県道下府江津線 町八十八番まで 江津市敦川町三百五十一番一から同 町八十八番まで 山口市から宇部市まで</p>
<p>本文七二三頁 中段一〇行～三 三行</p>	<p>県道長崎イン ター線 長崎市早坂町千八十六番一地先から 同町千百十七番一地先まで 大分県東国東郡安岐町から杵築市ま で 山口市から宇部市まで</p>	<p>県道長崎イン ター線 長崎市早坂町千八十六番一地先から 同町千百十七番一地先まで 大分県東国東郡安岐町から杵築市ま で 山口市から宇部市まで</p>
<p>内閣府令で定め る台数以上の自 動車を使用する 本拠 安全運転管理者 等が</p>	<p>その自動車運転代行業 の営業所 安全運転管理者等(安 全運転管理者又は運 代行業法第十九条第一 項の規定により読み替 えて適用される第四項 に規定する副安全運転 管理者をいう。以下同</p>	<p>その自動車運転代行業 の営業所 安全運転管理者等(安 全運転管理者又は運 代行業法第十九条第一 項の規定により読み替 えて適用される第四項 に規定する副安全運転 管理者をいう。以下同</p>
<p>第七十四条 の二第六項 等が</p>	<p>第七十四条 の二第六項 等が</p>	<p>第七十四条 の二第六項 等が</p>

<p>本文一八五〇頁中段 ～一八五二頁</p>		<p>○行動計画策定指針（抄）は、六頁～九頁に掲載するものに差し替え</p>
<p>本文九四六頁 下段二五行目 の次行に追加</p>		<p>同一五年二月 三日同 第四七六号</p>
<p>本文九一六頁・ 九一七頁</p>		<p>●交通違反の点数一覧表、●反則金額一覧表は誤りがありましたが、平成一六年政令第二五七号により改正されましたので、改正後の表を四頁・五頁に掲載しました。（平成一六年一月一日施行）</p>
		<p>規定に違反する行為</p> <p>一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。の規定に違反する行為（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）に係るものに限る。）</p>

●反則金額一覧表

(単位千円)

反則行為の種類		車の種類				反則行為の種類		車の種類			
		大型車	普通車	二輪車	原付車			大型車	普通車	二輪車	原付車
速度超過	高速	35以上40未満	40	35	30	20	車間距離不保持	7	6	6	5
		30以上35未満	30	25	20	15	進路変更禁止違反	7	6	6	5
		25以上30未満	25	18	15	12	追い付かれた車両の義務違反	7	6	6	5
		20以上25未満	20	15	12	10	乗合自動車発進妨害	7	6	6	5
		15以上20未満	15	12	9	7	割込み等	7	6	6	5
積載物重量制限超過	大型等	5割以上10割未満	40				交差点右左折等合図車妨害	7	6	6	5
		5割未満	30				指定通行区分違反	7	6	6	5
	普通等	10割以上	35	30	25		交差点優先車妨害	7	6	6	5
放置駐車違反	普通等	5割以上10割未満	30	25	20		緊急車妨害等	7	6	6	5
		5割未満	25	20	15		交差点等進入禁止違反	7	6	6	5
しゃ断	駐停車禁止場所等	25*	18	10	10		無灯	7	6	6	5
	駐停車禁止場所等	21*	15	9	9		減光等義務違反	7	6	6	5
駐停車違反	踏切立入り	15	12	9	7		合図不履行	7	6	6	5
	駐停車禁止場所等	15	12	7	7		合図制限違反	7	6	6	5
信号無視	駐停車禁止場所等	12	10	6	6		警音器吹鳴義務違反	7	6	6	5
	赤色等減点	12	9	7	6		乗車積載方法違反	7	6	6	5
通行区分違反	駐停車禁止場所等	12	10	6	6		定員外乗車	7	6	6	5
	追越し違反	12	9	7	6		牽引違反	7	6	6	5
踏切不停止等	泥はね運転	12	9	7	6		転落等防止措置義務違反	7	6	6	5
	踏切不停止等	12	9	7	6		転落積載物等危険防止措置義務違反	7	6	6	5
交差点安全進行義務違反	安全不確認ドア開放等	12	9	7	6		停止措置義務違反	7	6	6	5
	横断歩行者等妨害等	12	9	7	6		騒音運転等	7	6	6	5
整備不良	制動装置等	12	9	7	6		初心運転者等保護義務違反	7	6	6	5
	尾灯等	9	7	6	5		携帯電話使用等(保持)	7	6	6	5
安全運転義務違反	公安委員会遵守事項違反	12	9	7	6		公安委員会遵守事項違反	7	6	6	5
	携帯電話使用等(交通の危険)	12	9	7	6		消音器不備	7	6	6	5
本線車道横断等禁止違反	大型自動二輪車等乗車方法違反	12	9	7			最低速度違反	7	6	6	
	高速自動車国道等運転者遵守事項違反	12	9	7			本線車道通行車妨害	7	6	6	
通行禁止違反	本線車道緊急車妨害	9	7	6	5		本線車道緊急車妨害	7	6	6	
	歩行者用道路徐行違反	9	7	6	5		牽引自動車本線車道通行帯違反	7	6		
歩行者側方安全間隔不保持等	故障車両表示義務違反	9	7	6	5		故障車両表示義務違反	7	6	6	
	急ブレーキ禁止違反	9	7	6	5		仮免許練習標識表示義務違反	7	6		
法定横断等禁止違反	通行許可条件違反	9	7	6	5		軌道敷内違反	6	4	4	3
	路面電車後方不停止	9	7	6	5		道路外出右左折方法違反	6	4	4	3
優先道路通行車妨害等	交差点右左折方法違反	9	7	6	5		交差点右左折方法違反	6	4	4	3
	徐行場所違反	9	7	6	5		制限外許可条件違反	6	4	4	3
指定場所一時不停止等	制限時超過	9	7	6	5		原付牽引違反				3
	積載物大きさ制限超過	9	7	6	5		運行記録計不備	6	4		
幼児等通行妨害	初心運転者標識表示義務違反	9	7	6	5		初心運転者標識表示義務違反	4			
	安全地帯徐行違反	9	7	6	5		本線車道出入方法違反	6	4	4	
免許条件違反	本線車道使用制限違反	9	7	6	5		警音器使用制限違反	3	3	3	3
	通行帯違反	7	6	6	5		免許証不携帯	3	3	3	3
路線バス等優先通行帯違反	指定横断等禁止違反	7	6	6	5						
	道路外出右左折合図車妨害	7	6	6	5						

(注1) 大型車とは大型自動車、大型特殊自動車、トローバス及び路面電車、普通車とは普通自動車、二輪車とは自動二輪車、原付車とは小型特殊自動車及び原動機付自転車をいいます。

(注2) *の欄においては、重被牽引車を含む。

○行動計画策定指針（抄）

平成十五年八月二十二日
 平成一五年八月二十二日
 国家公安委員会、
 厚生労働省、
 農林水産省、経済産業省、
 国土交通省、環境省
 告示第一号

四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保
 子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。

また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ることが望ましい。

さらに、住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望ましい。

イ 良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での

居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。

(ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）に基づき、幅の広い歩道の整備を推進

(イ) 死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、歩道、ハンブ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進

エ 安心して外出できる環境の整備

ア 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーカー、ゆつたりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等

の場の整備を推進することが必要である。

(ウ) 子育て世帯への情報提供

「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。

オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。

(ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進

(イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(6) 子ども等の安全の確保

子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進
 子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安

全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の手導力の向上及び地域における民間の手導者を育成することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底
チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。

- (ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進
- (イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施
- (ウ) 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進
- (ニ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施
- (オ) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場

行動計画策定指針（抄）

所である「子ども一〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援
被害に遭った子どもへの保護の推進
犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

2 都道府県行動計画

(4) 子育てを支援する生活環境の整備
ア 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。

また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ることが望ましい。

さらに、市町村と連携しながら、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望ましい。

イ 良好な居住環境の確保
公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を

図ることが望ましい。
さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができ道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。

(ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、幅の広い歩道、歩行者感应信号機等の

バリアフリー対応型信号機の整備等を推進

(イ) 死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンパ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進

(ウ) 自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離型信号の運用等を推進

エ 安心して外出できる環境の整備

(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

(イ) 妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーカー

ゆつたりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。

(ウ) 子育て世帯への情報提供

各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。

オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造・設備、配置等について、次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。

(ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進

(イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基き段階的かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員

の育成を図るとともに、地域における交通安全指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に即した効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導、助言、情報提供等の充実に努めるほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。

(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施

(ウ) 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボラ

ンティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進

(ニ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施

(オ) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

被害に遭った子どもの保護の推進

ウ 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動
地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。

イ 子どもが多様な体験活動等の機会を充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に企業内施設や社有地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として社員を派遣すること、子どもを体験活動を行うNPO等に對する支援を行うこと等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、労働者を地

域の交通安全活動に積極的に参加させる等、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育、チャイルドシートの貸出しによる再利用活動等、企業内における交通安全に必要な措置を実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への労働者の積極的な参加を支援する。

八 特定事業主行動計画の内容に関する事項

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を

実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

